

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する  
ワーキンググループ（第19回）

令和4年9月7日

【宋戸主査】 まだ構成員、オブザーバーでおいでになっておられない方もおられるようではありますが、定刻でございますので、ただいまよりプラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの第19回会合を始めさせていただきます。

本日も皆様、お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員、オブザーバー、それから傍聴の皆様、ウェブ会議システムにおいて実施させていただいております。事務局より、ウェブ開催に関する注意事項について御説明があるということですので、よろしく願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 消費者行政第二課の丸山でございます。ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

構成員の方々におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言者以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。そのほか、チャット機能で随時、事務局や主査宛てに連絡いただければ対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料が資料1及び資料2、参考資料が1となります。

注意事項は以上となります。

これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろしく願いいたします。

【宍戸主査】 承知しました。それでは議事に入らせていただきます。

前回第18回、8月25日の本ワーキンググループで、改正電気通信事業法の外部送信規律の在り方について、様々御意見をいただいたところでございます。それを踏まえまして、資料1及び資料2という形で、事務局で外部送信規律に関する総務省令案をおまとめになると同時に、外部送信規律の施行に向けて配慮すべき事項ということで、前回会合で、構成員の皆様から、あるいは関係する皆様からいただいた御指摘を踏まえたペーパーを御用意いただきました。これらをまず事務局より御説明いただき、質疑応答を含め、構成員の皆様から御意見をいただくというのが本日のアジェンダでございます。

それでは事務局より、資料1、資料2に基づき御説明をお願いいたします。

【井上消費者行政第二課長】 事務局でございます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど主査からお話ございましたように、本日は省令案と、それから今後特に配慮すべき事項2点について御審議いただきます。省令案につきましては、前回8月25日の本ワーキンググループの御議論、それから内部の法技術的な調整を経まして精査をしております。また、前回会合で主査からの御指示もございまして、皆様の御意見を踏まえて、今後特に配慮すべき事項をまとめております。本日この2点につきまして御議論いただければと思います。恐縮でございますが、2つを一気に説明してその後御意見をいただければと思います。

まず、資料1の省令案から説明いたします。以下、特に変わったところを中心に御説明させていただきます。

1つ目、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務につきましては、基本的にマーカーのところが主に変更された部分でございますが、法技術的な観点からの修正でございます。例えば1つ目、もともと「ブラウザ又はソフトウェア」となっていたものですが、ブラウザもソフトウェアの一種であり、それからアプリケーションという表現もございましたので、「ブラウザその他のアプリケーション」といったような修正を加えさせていただきます。

2ページ目でございます。こちらも、基本的には、法技術的な観点からの文言の見直し

です。例えば、第1項第3号でございます。こちらについては、もともとマーカーの部分ですが、「容易に到達し、確認」ということになってございました。一方で「到達」が入っておりますと、第2項に出てきますプッシュ型の通知の概念と抵触してしまうおそれがあるため、ここでは「確認」のみとさせていただきます。一方で、趣旨につきましては、階層化等、その利用者にとって簡単に情報が見ることができるようにすべきということで変わりはございません。

第2項につきましても文言の調整でございます。第1号につきまして、特に1番、マーカーの最後のほうでございますけれども、もともと「能動的に表示」という言い方がされてございましたが、「即時に表示」のほうが法令用語として適当と思われるので、修正してございます。その他、第2号につきましては、「通知」というのが利用者に知らしめるということでございますので、「認識」という単語に変えさせていただいております。

第3項につきましても、第1号、第2号ともに、情報指令通信を行うウェブページやアプリの画面、又はそこから容易に到達できるところで公表すべきとしております。もともと「トップページ」といった表現がございましたが、それについても、当該ウェブページから容易に到達できるウェブページの一つであろうということで削除してございます。

第3号につきましては、公表されている情報に容易にアクセスできるという趣旨で、「到達」という表現にさせていただいております。

3ページ目、通知又は公表すべき事項でございます。第1号と第2号につきましては、改正された電気通信事業法におきまして、総務省令で定めることの例示といたしまして、「情報の内容」といった表現となっておりますので、「内容」に変えており、それから、「当該情報の送信先となる電気通信設備」というのも、その例示として挙げられていますので、その文言を用いて「情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称」とさせていただきます。

第3号につきましては、もともと「送信先における利用目的」としておりましたが、「送信先における」を削除いたしまして、送信元のタグやモジュールを組み込む目的も書いてもらうようにいたしました。例えばでございますが、最低限の要素といたしまして、当社、例えば送信元でございますけれども、当社のウェブサイトではサイト内の広告配信の最適化を図るため、これが送信元の利用目的、利用者向けに広告をカスタマイズするためのタグ、これが送信先の利用目的、を利用して、〇〇の情報、第1号に相当します、を送信先に送信しています、といったことを書いてもらうことを念頭に置いてございます。

4 ページ目でございますが、こちらは、利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報、言わば通知又は公表を要しない事項でございますが、こちらもマークーがございますが、第2号、第3号、第4号、第5号ともに意味は変えておらず、主にその法技術的な文言調整を行うものでございます。

最後5 ページ目でございますが、オプトアウトの措置に関するものでございます。「オプトアウト措置」という定義をいたしまして、第2号、第3号、第4号の順番を変えております。どちらも法律で出てくる順番に変えたという趣旨でございます。第2号のところについては、もともと第4号に記載されていたものですが、文言を修正してございます。第5号から第7号につきましては、さきに見ていただきました、通知又は公表に関する事項の修正に合わせて修正してございます。

以上が省令案に関する説明でございます。今後、内部での調整とか他府省などとの調整、パブコメ等を踏まえて修正があり得ますが、現時点での省令案としてまとめさせていただきます。

次に資料2に移ります。資料2につきましては、先ほど主査からも御指示いただきましたように、本ワーキンググループでいただいた御意見を踏まえて規律の執行に当たり、特に配慮すべき事項を事務局で取りまとめてございます。順番に御説明申し上げます。

1つ目は今回の規律の対象範囲でございます。こちらも本ワーキンググループの中で多く明確化を求める意見をいただきました。このため、省令案が策定されましたら、ガイドライン、解説、一般向けのFAQといった資料をつくってまいります。その中で可能な限り分かりやすく説明することとしております。

2つ目、通知又は公表の方法に関するものでございます。そのガイドライン等におきまして、利用者の認識や理解の向上につながるような好事例、様々なものが出てくると思われますので、そういったものを随時追加することとしてございます。

3つ目、通知又は公表の事項についてでございます。利用目的につきましても様々御議論いただきました。こちらについてもガイドライン等におきまして、事例等を用いて、なるべく具体的に説明することとしてございます。

4番目、通知又は公表する事項に関連いたしまして、オプトアウトの有無の記載についても書くべきといった御意見をいただきました。こちらについては、省令案には記載しないものの、ここがございますように、特にない場合だと思っておりますが、ありの場合ですと、法律上利用者が容易に知り得る状態に置くこととされておりますので、特にない場合につ

きましても、そのことを記載して、そういったことが利用者の理解につながるような事例があれば、そういったものをガイドラインに記載することとしてございます。

5つ目でございます。通知又は公表を要しない事項のうち、電気通信役務の提供のため真に必要な情報についても本ワーキンググループで御議論いただきました。こちらについてもガイドライン等でなるべく具体的に説明することとしてございます。

最後、6つ目でございますけども、外部送信規律の施行状況でございます。こちらについては、一般的な行政の執行状況の把握とともに、第二次とりまとめの中でもきちんとモニタリングするようにと書かれておりますので、改めて「外部送信規律の施行状況について、適切にモニタリングすること」と記載させていただいております。

以上2点について御説明させていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

**【宋戸主査】** 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の御説明について、質問、コメントがある場合には、チャット欄もしくは手を挙げて私にお知らせいただきたいと思います。どこからでもどうぞよろしく願います。それでは、吉例に従いまして、まず一番槍は佐藤構成員、お願いいたします。

**【佐藤構成員】** 慣例に従ってといいましょうか、最初にコメントさせていただきます。いただいた省令案、私も幾つか意見をさせていただいたところで修正いただいている、配慮すべき事項に関しても反映していただいているところで感謝をしているところでございます。

ただ、少し今後に関わることとして、やや問題提起的なことをこれから述べさせていただきたいのですが、この省令案、この配慮すべき事項というところを実施したときに、何が起きるかというのは、我々は多分想像しておかないといけないと思います。事業者から見たときといいますか、事業者が消費者目線を気にしたときに何が起きるのかといいますと、消費者目線を気にすると、あまり多様な情報が外部に送信されているということは事業者としては積極的には言いたくないところだと思います。

さらにその各情報を送る送信先が多様である、色々なところに送っているということも言いたくないですし、色々な目的にそれが利用されているということも多分、企業マインドとしてはなかなか言いづらいのかということなんです。それで、そのため、例えばその利用目的に関しては、色々具体的に説明するのも嫌って包括的に書くという問題が前回のときはあり得たのですが、今回その配慮すべき事項のところの3番目のところで、利用目

的を具体的に書くということを示していただいたので、その問題は、ある程度解決されるのかと見ています。

ただ問題は、外部送信先の名称といたしまししょうか、外部送信先をどう記載するかです。外部送信先が非常に多くなると、消費者目線から見ると、色々なところに自分の情報が送られているのだとあまり心象は良くないところだと思います。そうしますと、事業者によってはですが、その送信先の数を減らしたいと考えるところが出てくるはずで、この外部送信先というものをよくよく考えてみると、恐らくですが、その外部送信先となる小規模の事業者というのは、情報を単一の目的で利用することが多いと思いき、逆に大規模の事業者に関して言うと、例えばCookieでもそうですが、ページの解析であったり、色々な目的で利用される形になります。

個々の利用目的は書くにしても、送信先の数を減らしたいということを考えると、事業者によっては、例えばCookieの情報を色々な利用目的で使ってくれる外部送信先を選べば、その送信先の数を減らすことができるということになります。これはよろしくない状況でありますし、特に、言うまでもないことですが、本ワーキンググループは、プラットフォームサービスに関する研究会の下というところを考慮しておくと、今申し上げたように、一つの情報を色々な目的で利用する外部送信先、多くの場合はGAFaをはじめとする大規模な事業者になるかと思うのですが、ある意味でこの省令が、そうした大規模の事業者に対して有利になるといいたまはししょうか、少数の事業者にとって逆に不利になるとい側面はあり得るのだと思います。

ただこの問題は、電気通信事業法で多分もう見きれぬ問題ではなく、恐らくは競争法に関わってくるところで、総務省におかれましては、競争法を所管している公正取引委員会と十分にこれの運用に関わって、大規模事業者が有利にならないような形というのを御配慮いただきたいですし、本ワーキンググループで皆様が御議論した結果も、公正取引委員会に伝えておいていただくと、より円滑な運用ができるのではないかと考えています。以上でございます。

**【宍戸主査】** 佐藤構成員、ありがとうございます。御指摘の点は、公正取引委員会だけではなくて、デジタル市場競争本部であったり、あるいは個人情報保護委員会とよく共有していただくということは当然必要なことであるだろうと、御懸念も含めてですが、思います。ありがとうございます。

**【佐藤構成員】** ありがとうございます。

【宍戸主査】 それでは、次に板倉構成員、お願いいたします。

【板倉構成員】 ありがとうございます。簡単に3つありまして、1つは区分のところ  
です。こちらは配慮すべき事項のところ、分かりやすくということになっていますが、  
なおも私はその対応のリソースには心配しておりますので、万全な体制で、かつどこまで  
ガイドラインに書けるかはともかく、迷ったらCookieポリシーをつくっておいてください  
というような方向になるような記載になるようお願いしたいと思います。

2つ目は利用目的のところ。オプトアウトのところは配慮すべき事項に加えられま  
したが、利用目的は頻繁に変わるという話もありましたので、変わるたびに、通知又は公  
表の実施が必要だということ、変わる可能性がある場合は、できればそれは変わるか  
もしれないよと正直に書いた方が良いのではというところがあります。

最後に、今の佐藤構成員の話とも関連しますが、結局この記載内容は、メジャーな広  
告サービスを使う限りにおいては、相手がGoogleでこうだとか、相手はFacebookでこうだ  
とか、同じ記載になるはずで、皆が何か工夫を凝らす必要はないので、できればプラット  
フォームサービスに関する研究会でも本ワーキンググループでも、プラットフォーム事業  
者に来ていただいていますから、同じサービスというか、ここでいうサービスはBtoBのサ  
ービスですが、同じ広告サービスを使っている場合は同じ記載になるように、なるべく標  
準化された方が良いと思います。

今のCookieポリシーは皆ほぼサービスでやっていますから、標準化しろということま  
で国から言うのは差し出がましいかもしれませんが、法律上の義務になりますから、同じ  
サービスなのに違う記載になる意味はないですし、同じサービスであれば、皆が分かりや  
すい利用目的になった方が良いので、プラットフォーム事業者側や広告事業者側の協力も  
得て、できれば同じところは同じように書かれるようにした方が良いです。

既にGoogleは、Google Analyticsの場合はこんなこと書いてくださいなど、今回の2020  
年の改正に合わせて、日本法に基づく法定公表事項というコーナーをつくったりして、そ  
れは彼らも繰り返し多分答えなければいけないから面倒くさくてつくったというのもある  
かもしれませんが、そういうにはある程度協力してくれると思いますので。標準化しろ  
とまでは言いませんが、同じところは同じ記載になるように、なるべく持っていった方が  
良いと思います。

以上3つです。ありがとうございます。

【宍戸主査】 板倉構成員ありがとうございます。特に最後の点は非常に重要な今後の

進め方という点で、御示唆をいただいたと思います。

それでは、次に古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。古谷です。私からは、スライド2のところの、第2項第2号と第3項第3号で、容易に到達であるというところに変更になっているのですが、「理解」というのが以前はあったかと思います。「理解」という言葉がなくなっています。実は「認識」だとか「到達」ということも非常に消費者にとっては重要なことですが、それが十分理解しやすいかどうかというところも非常に課題があると認識しておりますので、付け加えていただくと良いかと思っております。

あと3ページのところの利用目的のところは、意見を反映していただき、送信元の利用目的というところが含まれるという形にさせていただいて、しかもガイドライン等で、そこは事例等も含めてというところで、やっていただけるということで感謝申し上げます。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。また、色々な意見を酌んで省令を作成させていただいてありがとうございます。

まず、その省令ですが、最初の区分、1ページ目のこれについては、板倉構成員から、迷ったらという話がありましたが、それは私も全く賛成で。そもそも、もともとはその全てタグを置くサイトでやってもらおうではないかという話になっていたわけですし、また、その対応コストも、別にタグを置かなければ何もしなくて良いわけで、タグを置く際に、色々なことを検討して、広告の効率等を検討して置かれるわけですから、その際にその通知・公表をやっていただくというのは、これは特にそんな大きな負担を課すわけではないと思いますので、それは区分のどこに入るのかということの研究していただくよりは、それはタグを置くのであれば、それは通知・公表するとしていただくべきものだと考えております。

それから次に、3ページ目の通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項のところ、できればオプトアウトのことも書いていただく方が良いと思っておりました。オプトアウトができるかどうかというのは非常に重要なことですので、一方でオプトアウトできる場合には、先ほど御説明にもありましたが、そのオプトアウト事項のところを書くということかと思っておりますので、書くとなればオプトアウトできないということだと思っておりますが、そういったことは書いていただいた方が良いと思っておりましたけれども、配慮事項の4

つ目で、オプトアウトの有無の記載についてもガイドライン等で記載すると書いていただきましたので、こちらでしっかりやっていただきたいと思います。

それから通知・公表を要しない情報、4ページ目です。ここで、これも既に申し上げたことですが、その第1項で「その他～真に必要な情報」というのがありまして、限定列挙ではなくなっているということです。これも、先ほど類型のところでお話ししましたが、はっきりしなければ、それはそういう外部送信をしているということを知り、通知・公表していただければ良いだけの話ですので、私は限定列挙で良いと思っており、もし何か決定的なものがあれば、それは省令を改正していただければ良いかと思っていたのですが、これも配慮事項の5つ目で拾っていただいている、「真に必要な情報」についてはガイドライン等においてなるべく具体的に説明することとしていただいたので、それで良いのかなと思っております。

あと佐藤構成員の御意見で、なるほどごもっともだとは思いましたが、私の認識では、送信先の寡占化は既にかなり進んでいると思っています。媒体にお金を払う力が違うというものはあるかと思っております。かなり寡占化が進んでいて、それがこのような外部送信に関する透明性を確保することによって、その競争上悪影響があるかという点、どうもそこまででもないのかという気はしております。しかしながら、もしそういうことがあれば、それは重要な問題ですので、しかるべく対応しなければいけないと思っております。以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは生員構成員、お願いいたします。

**【生員構成員】** ありがとうございます。私からは、資料2の最後の6のモニタリングについて明示的に触れていただいて、ありがとうございます。こうしたアプローチを取る上で、継続的なモニタリングは非常に重要な意味を持つ、そのことに関して2点ほど、特に意見します。

1つは、まさに今回、規律対象の事業者の方々が果たして自分が入るのかどうかということについて、恐らくお問合せのようなことも増えてくるのではないかと御指摘もあつたところかと思っております。そうしたときに、ある種パッシブな対応と同時に並行して、本来、規律対象事業者であるといったときに、守られていない場合に、必ずしもすぐにもちろんエンフォースメントに行くというわけではなく、その中間的な手段として、アクティブにインフォームといいますか、情報提供をしていくと。それによって遵守の在り方を高めていくといった役割も一つは期待される場所かということを感じています。

それから2つ目としまして、最初に佐藤構成員と、それから森構成員から御指摘のあった競争政策との兼合いというのは大変重要なところになり得るかと思えます。このことは、競争当局でありますとか、デジタル市場競争本部などに、そういった状況について情報共有をするということはもちろんかと思うのですが、本ワーキンググループの枠のような中で、利用者情報の保護の在り方に関する総合的な制度・政策の在り方を、競争政策という面もある程度加味した上で考えていくといったことも、今後この規律に限らず大事なことになるのかと感じます。

特にモニタリングを行っていく上では、重点事項あるいは評価チェックをどのように設定するかというのが大変重要なところかと思えますので、その中での位置づけも含めて、今後、考えていく価値があるのかと思えます。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 ありがとうございます。特にこの配慮すべき事項のところ、こちらで色々と意見を酌んでいただいてありがとうございます。その中で、ここにはないのですが、1点気になっていることがありますので言及させていただきます。

特に当初、共同規制という観点が非常に強かったと思うのですが、法や省令の改正の中ではなかなかそれを表現しにくいということもあって、いつの間にか、どこにも共同規制的なことが書かれない、表現されていない状態になっています。この部分に関しては、ガイドラインで何らか具体化できるような、そういったことを検討していただきたいと思っています。

特に、具体的な表示方法や、表示項目の内容の表現方法、こういったところは、ガイドラインで規制的に書くというよりは、そこはベストプラクティスや例示という形にして、むしろ具体的にどう書けば良いのかといったことを、業界団体であったり、そういったところから提案させて採用していくような、そういった流れのようなものも在り方としてあるのではないかと思っていますので、検討していただければと思います。私からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に太田構成員、お願いします。

【太田構成員】 ありがとうございます。今、表示されている配慮すべき事項についてですが、4番のオプトアウトの有無の記載についても、ガイドライン等において事例として記載することとありますが、1点こちらに関して、オプトアウトがあるかどうかや、どの利用方法についてオプトアウトするのかというところは、例えばGoogleだと、Google広

告というのとGoogle Analyticsというのがある、送信先の名称や送信される内容は変わらないのだけれども、利用目的が違って、それぞれオプトアウトが別のところにあるとなっており、このような事例は結構たくさんありますので、そういった部分も分かりやすく示すような事例として記載するというに御配慮いただければと思います。

次に、6番のモニタリングについてですが、こちら外部送信規律の施行状況をどういふふうモニタリングするかというのはあるのですが、ヒアリングだけではなくて、外部送信というのは外形的に観測することができるものでもありますので、そういった調査などもしっかりと行って、対象の事業者をモニタリングし、その内容がきちんと通知・公表されているのか、オプトアウトの方法やそういった部分も適切なのかということもきちんとモニタリングしていければと考えております。以上です。

**【宍戸主査】** 重要な点をありがとうございました。それでは沢田構成員、お願いします。

**【沢田構成員】** ありがとうございます。御説明、色々おまとめありがとうございます。前回欠席してしまったので、もし終わった話を蒸し返してしまったら申し訳ないのですが、2点申し上げたいと思います。

1点目は、利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務という、1ページ目のところ。前回出させていただいた意見でも少し触れており、板倉構成員の3点目の御指摘に近い話かと思いますが、対象をやたらと広げてしまうよりも、ベストプラクティスを確立して、まねしてもらおうほうが良いと思っております。

中小の事業者も対象になるということで、法律ができた以上は守らなければいけない、でもコストもかかるから最小限で済ませたいとなると、ポップアップで、よく分からない同意を取ってしまうのが一番楽という考え方もあるかと思いますが。色々面倒くさいことを書かないで、同意管理サービスのようなものを入れておしまい、という対応が先に普及してしまうことを危惧します。

もちろん有効な同意の在り方をガイドラインに書かれるのだと思いますが、それに適合しない同意取得方法を法律違反と言えるのかどうか、法律には同意はどうでなければいけないと書いておらず、省令に落とされているわけでもない、その点に危惧があります。

同意よりも、分かりやすい説明と、むしろオプトアウトが大事だというメッセージが出せないかということと、分かりやすい説明と表示方法の好事例があれば、まねしていただくのも簡単なので、それを先に検討できないかと思った次第です。

もう1点は、先ほど古谷構成員からも御指摘がありました点です。利用者の認識や理解の向上につながる好事例と配慮事項の2点目に書かれているのは良い表現だと思いました。EUの法制等に形式的に対応するために何か出すということではなくて、利用者の理解が重要だと思いますので、これについては、何か記載を修正してほしいということではなく、それとは別の話として、利用者を交えて検討する機会をつくってほしいと、以前も申し上げましたが、思います。

寺田構成員がおっしゃっていた、業界団体での検討に利用者の視点もぜひ入れていただきたいと思います。意味不明なポップアップは、利用者によっては邪魔なだけで、逆に有害なケースもあるかと思しますので、そういったことを議論できる場を、何らかの形で設けていただけると良いと思いました。以上でございます。ありがとうございます。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。それでは高橋構成員、お願いします。

**【高橋構成員】** 高橋克巳です。取りまとめ並びに配慮すべき事項をつくっていただきありがとうございます。私は利用目的に関してさらにコメントしたいと思います。

利用目的ですが、一言で言って、簡単に済ませられる可能性があるものと、まだまだ簡単にはいかないという2種類のものがあると思っています。ですので、それに応じた扱いを求めていくべきだと思います。具体的に言うと、利用目的がこれまでよく理解されていて、かつ送信元と送信先で同じような場合は、それは簡潔に利用者に伝わるように全体として進歩していくべきだと考えています。

他方、利用目的がまだよく理解されていないもの、あるいは送信先で異なる目的で利用されるような場合は、それはよく分からないということになるので、ガイドライン等で引き続き丁寧な扱いがなされるように働きかけていくべきだと思います。この流れで、オプトアウトの必然性や、そういったことも整理できると良いと思っています。以上です。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。それでは、次に山本主査代理、お願いいたします。

**【山本主査代理】** ありがとうございます。私は前回早く退出してしまいまして、コメントをチャットで残しており、そこで書いたことと重なるのですが、このオプトアウトのところの第4号で、「利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合に、当該電気通信役務の利用が制限されることになるときはその内容」と書いてありますが、これの具体的なイメージが湧かないもので教えていただければと思います。

私の理解が正しければ、要するに外部送信に関してオプトアウトした場合には、外部送

信された側、Third Partyと申しますか、外部送信を受けた側が何かできなくなるというか、データを得られなかったことで何かサービスができない、あるいはユーザーに対する何らかの働きかけができないということは考えられるのですが、外部送信をする側というか、当該事業者が外部送信できなくなったというか、オプトアウトがあったことで、当該電気通信役務が何か支障を来すと申しますか、利用ができなくなるということはあまり想定できないような気がします。この詳しい内容と申しますか、イメージについて教えていただければと思います。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。小林構成員まで御質問、御発言をいただいた上で、まとめて事務局から打ち返しをお願いする中で御回答いただくことにしたいと思いません。

それでは、お待たせしました。小林構成員、お願いします。

【小林構成員】 ありがとうございます。取りまとめお疲れさまでございます。前日も発言して、森構成員から否定された部分もあったのですが、本日改めてもう一度私の発言の趣旨を説明させていただきたいというのが1点と、もう一つ、利用目的について触れさせていただきたいと思いません。

1点目について、板倉構成員、森構成員からお話のありました、今回の通知文なり公表文について、大した負担でもないから、迷ったら事業者はなるべく掲示するように誘導したらどうかということについて、私はどちらかというときにそれに異を唱えるような立場を取っておりました。

その趣旨というのは、これは沢田構成員もおっしゃっていたとおり、中小の事業者等が非常に多く、迷ったときにどうするかというと、多分どこかにあるものをコピーアンドペーストして提示することが考えられます。もしそのようなことが横行してしまうと、それは本来、この法改正の趣旨とは大分異なるものに結果としてなります。最初に個人情報保護法ができたときに、プラポリのコピーアンドペーストがたたくさんはやったように、同じようなことが今回もあるのではないかというのが危惧されましたので、そういう誘導の仕方はかなり慎重に行うべきではないかと思いません。

だからその意味では、今回の配慮事項の1点目にあるとおりです。なるべく具体的に事例というのは詳しく書いていくと。特に第4号のように分かりづらいものについては、詳しく具体的なものを書いていくというところをまずは一義的に押さえて、その上でというお話なのかと思いませんので、あまり最初から諦めて、なるべく迷ったら掲示するというこ

とではないのではないのかというのは改めて今日申し上げたいと思います。

2点目に、高橋構成員からもあった、利用目的の表現についてですが、今回、送信元、送信先を同じように今回は含めた形で第3号で表現されているのですが、現在表示されている、Cookieコンセンートの、もしくはその通知用のツール、コンセントマネジメントプラットフォームといったもので出てくるもので、そこがきちんと表現できているかということ、現実的にはまだそういうものがきちんと表示できるような形で提示されているのではないのかと思います。

基本的にはそれは広告なのかアクセス解析なのかといったところで、その先のプライバシーポリシーまで行って初めて詳しく分かってくるということもあるかと思いますが、ここについては、まだまだ表現方法、省令ではこう規定されようとしているが、どう表現していけば良いのかについては、官庁からしっかりしたガイドが必要な部分のところかと思いますが、コメントさせていただきます。以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは、次に石井構成員、お願いします。

**【石井構成員】** 皆さんのコメントを全てごもっともだと思って伺っておりましたが、1点だけ。望ましい事例について、ガイドライン等に示していただくといった辺りが配慮事項として記載されていますが、あまり分かっていない事業者が適切ではない表示といたしますか、通知事項をコピーアンドペーストして出してしまうといったことになる、確かに本来の今回の見直し、制度の見直しの趣旨にはそぐわないと思いますので、普及啓発といたしますか、正しい表示が正しく掲示されるように、消費者にきちんと伝わるような努力もしていただくとよろしいかと思った次第です。以上です。ありがとうございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは、さらに生貝構成員からもう一回御発言ということですので、お願いします。

**【生貝構成員】** ありがとうございます。まさしく寺田構成員と沢田構成員におっしゃっていただいた共同規制的と申しますか、共同規制的なものにも色々なバリエーションがありますが、業界団体の果たす役割は大変重要であり、なおかつ、改めてこの法令そのものというのか、その遵守方法に様々な幅があり、様々なルールづくり方の余地があるということ、ある意味ではそういったアプローチとかなり親和性の高いものにもなっているのかと思います。

そうしましたときに、まさにマルチステークホルダー性をどうやって担保していくのか、そして、今回の具体的な遵守の在り方について、どこまでを官がつくるソフトローとして

のガイドラインで規律しようとするのか、あるいは、どこからを民がつくるソフトローとしての自主ルールでつくっていただくとするのか。その切り分けも段々意識しながら考えていくことが一つ重要かと感じました。

それと同時に、もう一つとして、単につくられた、ある種の規範というもののモニタリングや、あるいはエンフォースメントとの局面においても、本来まさに業界団体のお力を様々な形で借りなければならない場面は恐らく出てき得るのだろうと思います。そのときに、そういった団体の活動をどのようにインセンティブ化するのか、どう支援していくのかということも一つの論点としては考慮しておけると良いのかと感じました。以上でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。一通り手の挙がっている構成員から御発言をいただいたかと思います。特に山本主査代理からは御質問もございましたので、ここまでのところを、全体を合わせて事務局より応答をお願いいたします。

**【井上消費者行政第二課長】** ありがとうございます。様々な御議論ありがとうございます。それでは、今までいただいたコメントについて簡単にお話しさせていただきます。

まず1つ目の御質問いただいた山本主査代理のお話でございますが、何かで検討いたしましたFirst Partyのサイトの中に組み込まれているThird Partyの広告部分というのも一般的にはFirst Partyの電気通信役務の一部と解されておりますので、そういう意味ではこの規定によりカバーされると考えてございます。

それから、その他いただいたコメントを順々に申し上げます。まず、大きく言うと1つ目、役務の区分というか、列記された役務について、板倉構成員、森構成員、沢田構成員、小林構成員からいただきました。一般的に分かりやすく、皆が分かるというのは努力したいと思っておりますので、そういうこともガイドラインで定めてまいりたいと思います。

同様に、表示方法のところでは沢田構成員、それから古谷構成員から文言のお話ございましたが、確認できるようにすること、としておりますが、まさに配慮すべき事項でございますように、その表示方法について利用者の方が理解できるようにするというものでございます。

確かに省令の2ページ目、通知又は公表すべきの、第2項第2号と第3項第3号で理解という言葉が削除されておりますが、それは第1項の「利用者が容易に確認できるように」する、というところに含意されてございます。したがって、その配慮事項等とも相なりまして、利用者が理解しやすいような事例をお示ししていきたいと思っております。

それから利用目的について、古谷構成員、板倉構成員、高橋構成員、小林構成員はじめ、様々御意見いただきました。これについてもおっしゃるとおりでございます、利用目的について、今後ガイドラインやFAQ等、様々なところで考えていきたいと思っております。色々な観点があるというのは承知いたしました。そういったところも含めて、また考えてまいりたいと思っております。

また寺田構成員、生貝構成員からおっしゃっていただきました共同規制という観点もまさにそのとおりだと思っております。役所がルールを単につくるのではなくて、きちんと業界の方や知見のある方等とお話しして、利用目的、そういったものをガイドラインやFAQでどこまでできるか、それから業界団体の方の力も色々あると思っておりますが、そういったものも含めて、これから定めてまいりたいと思っております。

オプトアウトに関しまして、太田構成員、それから森構成員からコメントをいただきました。こちらについても、配慮事項で記載しておりますように、そういった、オプトアウトがない場合の事例等につきましても、ガイドラインの中で利用者の理解につながるようなものがあれば紹介してまいりたいと思っております。

それからモニタリングの関係、これも太田構成員、生貝構成員からコメントいただきました。モニタリングにつきましては、当然その施行状況について行政として知るべきですし、外部送信規律は新しいものでございますので、こういった観点も含めて慎重に、きちんと適切にモニタリングしてまいりたいと思っております。

それから全体につきまして、佐藤構成員、生貝構成員、森構成員から、競争政策の観点、各府省との連携というお話をいただきました。おっしゃるとおりでございますので、関係府省ともよく連携して、この省令によって競争がねじ曲げられないようにというのは旨として取り組んでまいりたいと思っております。

石井構成員からの利用者の視点、リテラシーという観点で良いのかどうかはございますが、お話をいただきました。これはもちろんおっしゃるとおりでございます。多分Cookieというのはそもそも知らない事業者も多く、Cookie以外もそうだと思うのですが、そういった観点もありますので、利用者の普及啓発、リテラシー向上といったことにも、他の役所内の部署とも連携して取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。全て一応拾っていただいて、応答いただいたかと思っておりますけれども、さらに何か御質問ないし御発言等ございますか。

板倉構成員、お願いします。

【板倉構成員】 ありがとうございます。対象のところですが、小林構成員や沢田構成員が心配している事例と、私や森構成員が思っている事例はずれていて、私や森構成員が心配しているのは、どちらかという大きい事業者が自分のところの役務がたくさんあるときに、これは電気通信役務ではないというのを一生懸命探すというのを危惧しています。個人情報保護法の経験があり、個人情報ではないことにしたい人たちが20年間、個人情報保護法を無駄にしたのです。だから今回も、電気通信役務ではないことにしたい人たちが出てこないようにしてほしいのです。

個人情報以上に、電気通信役務かどうかの判断は、実は弁護士でもコンサルタントでも全くできないのです。ここの判断は全部総務省が専権としてやってというか、こんなところを気にする人は総務省しかいなかったのも、こちらに経験がないにもかかわらず、これは電気通信役務ではないから良いというようなセミナーなどが増えることが今から予測されます。だからもうそういうことはやめてほしいと思います。

他方で、沢田構成員や小林構成員が心配したような、何かもうよく分からないけどコピーアンドペーストするというのが増えて、それは意味がないというのも、それは別に矛盾しないところで、そこを意味があるようにするためには、サービスに紐づいてどんなふうに表示するかというのを、サービス側も入っていただき、きちんとした表示になっているというようにするしかないかと思います。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ほかに何か御発言等ございますか。よろしいですか。

本日も省令案、それから配慮すべき事項等について非常に様々な御意見をいただきました。まず省令案、お示しいただいた案につきましては、恐らく今後も法令審査などで修正等があり得るということではございますが、事務局において、省令案の取扱いについては、今日の議論を踏まえて必要な手続を進めていただければよろしいかと思います。

また、ガイドライン等の検討に当たりましては、本日、御議論のありました点を含めて、配慮事項の中に入っていると思いますし、あるいは配慮事項を踏まえての御発言だったと思いますので、ここに記載された事項について、踏まえて検討することとしていただければと思います。

恐らく、今後本ワーキンググループで引き続きお手伝いをするというか、議論させていただく部分が多いと思いますし、そもそもこの外部送信規律につきましては、電気通信事業法の改正の成立のプロセス、それからこの省令の整備について、関係する事業者の方、

あるいは利用者の方々と、様々な方々の御意見を丁寧に伺いながら、適切、妥当な、日本にふさわしい外部送信規律の在り方をつくっていくということで、何とかここまでこぎ着けられたかと思っております。

この点について、本ワーキンググループの主査として御礼を申し上げますとともに、この後さらに魂を入れていく作業として、最後、板倉構成員からも御発言がありましたように、外形的、形式的なコンプライではなくて、まさにこの外部送信規律の規制の目指すところを実質的に生かしていくために、本日も共同規制と関連付けて様々御発言があったと思いますが、事業者の方々、あるいは業界団体、あるいは利用者・消費者の目線を丁寧に承りながら、議論させていただければと思います。

ということで、本ワーキンググループの構成員の皆様、あるいはオブザーバーの皆様に引き続きお力添えをいただくということになるかと思いますが、ともあれ御礼を申し上げます。

それでは事務局より、その他の連絡事項がございましたらお願いいたします。

**【丸山消費者行政第二課課長補佐】** 御議論いただきまして、ありがとうございました。ただいま宍戸主査から言及いただきましたとおり、省令案については、事務局において必要な手続を進めさせていただければと思います。また、今後のガイドライン等の検討に当たっては、配慮すべき事項に記載された事項について踏まえて進めさせていただければと思います。

次回会合につきましては、事務局から御案内いたします。事務局からは以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして、プラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの第19回会合を終了とさせていただきます。お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。これにて散会いたします。